

# PROGRAM

開始



## 基調講演

### 「動物のいのちと感受性をまもる法律を」

【講師】吉田 真澄（国立大学法人・帯広畜産大学特任教授／  
ペット法学会副理事長／弁護士）



## 緊急提言！

### 「立法に携わる国会議員の立場からの提言」

【講師】松野 頼久（衆議院議員／内閣官房副長官）

### 「法律を武器として動物を守る弁護士の立場からの提言」

【講師】植田 勝博（弁護士／動物法ニュース事務局長）

### 「動物問題の現場からの提言」

【講師】野上 ふさ子（地球生物会議 ALIVE 代表）

### 「海の向こうから見える日本の問題点」

【講師】西山 ゆう子（獣医師／動物病院院長／アメリカ在住）



## パネルディスカッション

### 【テーマ】『真に動物を守れる法律にするために』

【パネリスト】松野頼久／植田勝博／野上ふさ子／西山ゆう子

【コーディネーター】吉田真澄

終了



# THEペット法塾 動物愛護管理法改正についての提言

2009年11月21日

## (目次)

- 第1 ペットショップ・ブリーダー規制
  - 1 幼齢販売の制限
  - 2 ネット販売の禁止、生体販売の規制
  - 3 マイクロチップの義務づけ
  - 4 ペットショップに対する規制
  - 5 ブリーダー崩壊対策
  - 6 繁殖に関する規制、ライセンス制
  - 7 ブリーダーに対する規制
  - 8 繁殖・販売前の遺伝性疾患等の検査義務づけ
  - 9 悪質ブリーダー、ペットショップの公表
  - 10 買主に対する説明義務、審査義務の実施
  - 11 取扱業登録のための保証金制度
  - 12 動物取扱業登録にも財産的要件を
  - 13 火災予防対策について
  - 14 寄付金詐欺・ボランティア詐欺の規制
  
- 第2 行政の義務
  - 1 行政による犬猫の引取規制について
  - 2 無責任な飼い主に対するペナルティ
  - 3 動物愛護センター等での遺失物法の遵守、遺失動物の飼い主探しの義務の明確化
  - 4 犬猫の殺処分ゼロを目指すための方策
  - 5 動物を生かすための里親探しの義務化について
  - 6 処分場等の過酷な環境の改善
  - 7 公的シェルターの設置
  - 8 動物に苦痛を与えない安楽死の実現
  - 9 愛護動物の虐待についての問題、アニマルポリスについて
  - 10 狂犬病予防法と動物愛護法の運用見直しについて
  - 11 虐待・遺棄の定義について
  - 12 動物行政の飼育環境について
  - 13 化粧品動物実験の禁止
  - 14 猫に対する完全室内飼育の推奨

### 第3 飼い主規制

- 1 購入前の飼い主への飼育教育、飼育放棄に対する制裁
- 2 学校教育と動物飼育
- 3 不妊去勢手術の義務化
- 4 動物との共生の保護について
- 5 危険な犬の飼育規制
- 6 ペット税の導入

「遺失物法と動物一保護犬・ねこを飼主へ」  
(動物愛護法35条の扱いの違憲問題)

弁護士 植田勝博

第1 動物と遺失物法

1 遺失動物の扱い

- (1) 遺失物の扱いとしては、遺失物の警察への提出、3ヶ月間の公告をして、遺失者を探し、その期間に遺失者が現れないときは、拾得者が取得する。
- (2) 遺失の動物については、警察以外に行政への提出(動物愛護法35条2項の引取)を認める(遺失物法4条3項。平成19年の遺失物法改正)。

警察は、『警察では動物の飼養や保管に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設がないため、これらの知識を有する職員や専門の施設がある保健所等に引渡した方が、動物愛護の観点から望ましい』ことを説明して、遺失物法に反する措置が取られる(資料)。

行政においては、遺失物法の「遺失動物の広告をして遺失者を探し、その期間に遺失者が現れないときに所有権を失う」との手段を取らないで殺処分をする。殺処分の法的根拠を狂犬病予防法によるとする。

- (3) 例外としての遺失物の扱い(同法第9条2項)。

動物は、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令により、これを売却することができる。

遺失物は売却により処分金に変わる。売却先に所有権は移る。

\*第9条2項の例外は「一号、傘、衣類、自転車など」「二号、保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物(政令の規定「動物」)

- 2 遺失物法の目的(所有者に戻す。そのための報奨金制度など。人のものは取らない社会の構築)は、遺失物を遺失者に戻すこと。遺失動物の約60%から80%

が飼養者に戻されている。

## 第2 所有権をめぐる遺失物法

### 1 遺失者（飼主）の権利

#### (1) 所有権

憲法29条の財産権の保障、民法所有権

#### (2) 遺失物についての所有権の喪失

遺失物法の公告の後3ヶ月以内にその所有者が判明しないときは、拾得者が遺失物の所有権を取得する（民法240条）。これにより遺失者は所有権を失う。遺失物法の手続によらないとき、遺失者は遺失物の所有権を失わない。

行政の動物殺処分は遺失者の権利を侵害する（民法709条、国家賠償責任）。

### 2 刑事法

#### (1) 占有離脱物横領（刑法254条）

#### (2) 器物損壊罪（刑法261条）、動物愛護法の殺処分等（同法44条）

## 第3 改正の方向

#### (1) 警察、行政は、遺失動物を飼主へ戻す措置をとること（遺失物法の徹底）

#### (2) 行政の、遺失物法の手続をとらずに殺処分をすることは、所有権侵害の違法なものと考えられる。

#### (3) 行政の殺処分の根拠を狂犬病予防法違反とすることは、狂犬病の問題がないのに同法を適用することは正当な根拠といえず、違法の疑いがある。

#### (4) 行政の無条件の引取りと殺処分は、いたずらに動物を殺傷するもので動物愛護法に反すると考えられる。

#### (5) 公的レスキュー施設が必要である。

#### (6) 殺処分センターを「動物愛護センター」と称する現在の動物行政は社会を欺くものといえる。

#### 参照条文等

憲法 第29条〔財産権〕財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

民法 第240条（遺失物の拾得）遺失物は、遺失物法（平成18年法律第73号）の定めるところに従い公告をした後3箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

#### 遺失物法

（売却等）

第九条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件（埋蔵物及び第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。）が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

- 一 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であつて政令で定めるもの
- 二 その保管に不相当な費用又は手数料を要するものとして政令で定める物

\*二号の政令の規定「動物」

3 前二項の規定による売却（以下この条及び次条において単に「売却」という。）に要した費用は、売却による代金から支弁する。

4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

（処分）

第十条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。

- 一 売却につき買受人がないとき。
- 二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。
- 三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

〔大阪府警・会計課だより（第20号）会第286号平成20年3月19日〕

動物の適正な取扱いについて

昨年、12月10日付で遺失物法が改正されたことに伴い、拾得者が所有者不明の犬又はねこ等の動物の引き取りを警察に求めてきた場合は、次のとおり取り扱うこととなるので、取扱者は、法の趣旨を理解した上で、適切な事務処理に

努めてください。

1 所有者の判明しない犬又はねこの取扱い

- (1) 迷子札等その所有者の連絡先が明示されているかを確認する。
- (2) 遺失物管理システムにより、遺失届の有無を確認する。
- (3) 拾得者に、「警察では動物の飼養や保管に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設がないため、これらの知識を有する職員や専門の施設がある保健所等に引渡した方が、動物愛護の観点から望ましい」ことを説明する。
- (4) 前記(3)の説明の結果、拾得者の意思に基づき、次のとおり取り扱う。

ア 拾得者自身が動物愛護法の規定(※)により、保健所等に引き渡す場合は、拾得者に保健所等の所在地、連絡先等を教示する。

なお、執務時間内であれば、必要に応じて、警察署会計課員が保健所等の担当者に連絡し、取扱時の状況を説明するなどの措置をとること。

イ 拾得者が動物愛護法の規定(※)により保健所等への引渡しを警察に依頼した場合は、「一時預り書」を拾得者に交付し、保管中に遺失者が判明しない限り、速やかに（3日程度）保健所等に引き渡す（「所有者の判明しない犬、ねこその他の動物が拾得された場合の取扱いについて（依命通達）」平成19年12月5日一般（会）第622号参照）。

## 資料

- 1 動物法ニュース24号・行政の殺処分の賠償責任
- 2 同、警察の遺失動物の所有者への返還率